

令和8年度取手市男女共同参画審議会会議録

- ◆開催日時： 令和8年8月28日(金)午後2時00分～午後3時00分
- ◆開催場所： 取手市役所 議会棟 第四委員会室
- ◆出席者：【委員】猪瀬 哲哉、賀曾利 清、金久保 紀子、志村 俊晴、下園 淳子、間宮 真知子
【事務局】市民協働課 課長(田村)、係長(竹屋)
【傍聴人】なし
- ◆欠席者： なし
- ◆配布資料： ・会議次第
・計画策定スケジュール
・第1号 第五次取手市男女共同参画計画(素案)
・第2号 性の多様性に係る施策の制度化・条例化の検討(取手市パートナーシップ制度制定に係る検討)
【参考資料】
・第1号 第五次計画 外国人呼称調査(近隣自治体)
・第1号 第五次計画 外国人呼称調査(委員による当事者ヒアリング結果)
- ◆会議について：第1回会議(令和8年5月29日開催)において、以下のとおり決定済み
 - ① 会議は原則として公開する(取手市男女共同参画推進条例施行規則第9条第5項)
 - ② 議事録は要点形式とし、委員長以外の発言は「委員」と表記し、公開する
 - ③ 議事録は事務局が作成し、メールにて各委員に確認のうえ確定する
 - ④ 議事録作成の補助手段として録音した音声データは、議事録確定後に消去する
 - ⑤ 審議会に関する文書は事務局内で処理し、決裁する

1. 開 会

事務局から、取手市男女共同参画推進条例施行規則第9条第2項に基づき、委員の過半数の出席により会議が成立していることを報告。

2. 議 事

(取手市男女共同参画推進条例施行規則第9条第1項に基づき、会長が議長となり議事を進行)

第1号 第五次取手市男女共同参画計画(素案)
(事務局から配布資料のとおり説明)

○会長

はじめに、今回から追加された「第4章 計画の推進体制」について。現行計画からの変更点として、「男女共同参画社会基本法」の改正等に伴い、本市も男女共同参画センターとしての機能を担う体制が整っていることを明記したとの説明であった。さらに、前回会議での質疑のとおり、第五次計画からは男女共同参画主管課が計画の進捗管理等を行い、また事業評価を行うことを明記したとの説明であった。この件について、前回質疑した委員から意見を求める。

⇒○委員

現行計画では、各課による評価基準のバラつきが課題となっているが、その対策として「男女共同参画センターとしての機能を担う体制」の主幹課である市民協働課が事業の評価を行うことは理に適っており、記載内容についても問題はない。

○会長

次に、同じく前回会議での質疑では、計画全体を通じ「外国出身者等」の表記について変更すべきではないかとの意見があった。今回、事務局からは変更案として「外国人市民」が提示されたが、事務局に参考資料を提供した委員からも資料の内容について説明を願いたい。

⇒○委員

(参考資料「第1号 第五次計画 外国人呼称調査(委員による当事者ヒアリング結果)」を基に説明)

サンプルとしては少ないが、日本在住歴3年未満から10年以上の方まで、国籍や立場など背景が異なる人物を対象に10人をピックアップして呼称についてのヒアリングを行った。

その結果、漢字文化圏の出身者からは「外国出身者等」で「違和感なし」との回答であった一方、欧米圏の出身者からは、「外国出身者等」は「除外されていると感じる」、という意見が出るなど、呼称の捉え方に一定の傾向がみられた。

⇒○会長

今の意見も踏まえ、各委員から意見を求める。

⇒○委員

日本での在住期間の長短で差が出ているようにも受け取れる。計画上、どれか1つに決めるのであれば、「外国出身者等」でも良いのではないかと。

⇒(事務局)

先ほどの事務局説明に補足します。前回からの変更点として、31ページの注釈のとおり、この計画の対象となる外国人について、「生活者としての外国人」を市民として位置づけました。対象範囲として、「生活者」の定義にそぐわない旅行者を除いていますが、一部の日本語教育機関に通う技能実習生のように、1か月程度の一時滞在者は対象としています。技能実習生や留学生が多いという本市の地域性から、比較的短い期間在住する方の日本語能力も考慮し、「外国出身者”等”」という曖昧な言葉は使用せず、簡単な漢字である「住民」や「市民」という文言が理解しやすいのではないかと考えました。そのうえで、他の市区町村計画での呼称のほか、委員から提供いただいた欧米圏の方のご意見も参考に、英語に変換(citizen)した際の印象にも配慮し、「市民」を採用しました。

⇒(各委員から異論なし)

⇒○委員

当事者へのアンケートをしっかりとっており、プロセスとしても資料としても良いと感じた。なお、「外国人市民」の外国語表記は、何か国語化を想定しているのか。

⇒(事務局)

現時点で複数言語での表記を用意することは考えておりません。翻訳する際の一般的な選択肢として英語(citizen)への変換を想定し、日本語表記を決定しました。

⇒○委員

理解した。

⇒○委員

留学生などは、スマートフォンのカメラ機能を用いたアプリを使って日本語を母国語に変換できるので、市として正式な表記は日本語による「外国人市民」のみで良い。

○会長

そのほかに意見はあるか。

⇒○委員

32ページのNo46「また、上記に該当しない文書においても、日常的で簡単な言葉で具体的かつ簡潔な行政文書の作成を心がけます。」とあるが、「簡単」という言葉に対して、外国人の中には「子ども扱いされている」と感じる人が存在する。言い回しを変えてはどうか。

また、今回から西暦と和暦が併記されたが、一部、令和を「R」と表記している部分が残っているため、追加で修正した方が良い。

○会長

事務局においては、いただいた意見の反映を検討するように。

■第2号 性の多様性に係る施策の制度化・条例化の検討

(事務局から資料のとおり説明)

○会長

事務局からの説明に対し、委員から意見を求めたい。

⇒○委員

5ページのフローチャートの 2 に、「県制度に課題あり、かつ、市独自制度の～」とあるが、県制度の課題がわからない状況では安易に制度を取り入れることは難しい。

⇒○委員

現時点ではパートナーシップ制度自体が曖昧であること、そして国が同性婚を認めておらず法的に権利が限られるから、という理由でこの制度を設けることは、事実婚に近い状態を公的に認めるということであり行政として矛盾しているのではないか。また先ほどの委員も言われたように、県や先進的に導入した自治体でどのような課題があるのかも分からない中で検討するのは時期尚早である。

○会長

二人の委員から、茨城県のほか先進的に導入した自治体を調べた上で検討しないと時期尚早との意見が挙がった。また「事実婚」との言葉が出たが、あえて事実婚を選択している理由についても、様々な視点から議論が必要であると感じる。ほかに意見は。

⇒○委員

二点ある。一点目は、県の制度にはなぜ事実婚(異性パートナー)が対象となっていないのか、と純粋に感じた。同性パートナーシップ制度の対象となる人は全体の5パーセント程度と言われているが、取手市民の5パーセントに対するサービスとして、この制度が必要かどうか、という行政の判断もあるのではないかな。

二点目は、特にアジア諸国では性の多様性に対する理解は進んでいない。また外国人同士がパートナーシップ制度を利用する、という想定もしておかなければならない。

⇒○委員

6 ページ「1. 制度の導入及び理解の広がりが見られる？」の②(市民意識の変化)では、

「茨城県のパートナーシップ宣誓制度を見たり聞いたりした割合」	7.8%
「学校教育で力を入れるべき取組として、ジェンダー教育と答えた割合」	36.1%
「ジェンダー教育が学校で行われることについて 肯定的な意見」	80%

という結果となっているが、この状況から、パートナーシップ制度の認知度は著しく低いものの、若い世代におけるジェンダー教育という下地はある程度進んでいると捉えることができる。

一方、私や少し下の世代の人たちが、「このようなことが身近で起きている」、「このような制度がある」、「この制度を利用してこのようなことができる」というのが見えてくると、取手市も独自の制度制定に取り組んでもいいのではないかなと感じる。現時点では、制度を制定しても実際に使う人は一部の人たちだけで、絵に描いた餅になってしまうのではないかな。

⇒○委員

個人的には性的少数者にも寄り添ってあげたいが、他の委員の意見も聞き、課題が分からない状態で進めることは難しいと感じた。これまで4回も一般質問されている背景として、実際に性的少数者の方から相談が寄せられているのではないかと推察もできるが、今の段階ではもう少し様々な意見を聞きながら進めていくべきではないかな。

⇒○委員

この制度に関連し、実際に市民から市に対して相談は寄せられているのか。

⇒(事務局)

年に1回程度、「パートナーシップ制度はありますか？」というお問い合わせがありますが、県の制度をご案内し完結しています。市の独自制度を求める要望はありません。

⇒○委員

例えば、取手市で洪水があったと仮定して、市民が「災害弔慰金をください」となった場合、どのような手続きとなるか。証明となるカードを提示すればそれだけで良いのか。

⇒(事務局)

本市では、社会福祉課が災害弔慰金の事務を所管していますが、パートナーシップ制度は全国の人口カバー率が100%ではないということもあり、必ずしもこの制度のカードの提示が要件ではありません。市町村が支給を判断する際に、県制度が発行するカ

ードを持ってくれば一定の判断材料になりうると考えられますが、その判断は市町村に委ねられるようです。

○会長

これまでの各委員の意見から、審議会としては「市独自の制度制定は時期尚早であり、県制度を利用すべき。」ということになる。

(事務局)

次回の審議会は、年明け1月29日(金)14時から、取手市役所新庁舎3回301会議室を予定しています。内容は、市長への答申となります。

また、次回も引き続き「パートナーシップ制度」について検討したいと思います。本日の議論を受け、先進的に導入している自治体も含めどのような課題があるのかを事務局にて整理します。委員の皆様にも、次回会議までに、それぞれの視点で情報を集めていただけますようお願いいたします。

○会長

次回の会議でもテーマにするとのことなので、情報があれば事務局へ伝えるように。

3. 閉 会

(会長より、令和8年度の第3回会議を終了する旨を宣言。(15時00分閉会))

以上